

令和4年 広島県夏の交通安全運動 実施要綱

第70回交通安全ポスターの部 広島県知事賞



広島市立宇品中学校 2年 辻 明利さん

広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター広島県事務所

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にすることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

2 期間

令和4年7月11日(月)から7月20日(水)までの10日間

3 主催

広島県交通対策協議会

4 協賛・後援

別記のとおり

5 スローガン

『ゆるさない ハンドル・スマホの ニ刀流』

6 運動の重点と趣旨

(1) 重点

- ア 歩行者の安全な通行の確保
- イ 高齢運転者の交通事故防止
- ウ 飲酒運転等の根絶
- エ 自転車の安全利用の推進



(2) 重点の趣旨

- ア 歩行者の交通安全意識の向上を図り、歩行中における安全行動を促進するとともに、子供や高齢者及び障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上を図る。
- イ 高齢運転者の交通安全意識の向上を図り、高齢者の車両運転中における安全行動を促進する。
- ウ 広く県民に、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立と環境づくりを推進するとともに、悪質・危険な妨害運転を根絶する。
- エ 自転車利用者の交通事故防止とともに、自転車利用時における交通ルール

の遵守と交通マナーの実践により，危険・迷惑行為を防止する。

7 運動重点等の推進項目

(1) 歩行者の安全な通行の確保

ア 歩行者に対する安全な道路横断の周知徹底等，交通ルールの遵守と交通マナーの実践に関する交通安全指導，保護・誘導活動の促進



イ 歩行者に対し，横断歩道を渡ること，信号機のあるところでは，その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知を図る。さらに，手を上げる・差し出す，運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え，安全を確認してから横断を始め，横断中も周りに気をつけること等，歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進

ウ タ暮れ時や夜間における歩行中の反射材用品の着用やLEDライト携行等の広報啓発活動の推進

エ 運転者に対し，横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き，直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による保護を徹底させるための，交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど，交通安全教育や広報啓発活動等の推進

オ 子供，高齢者及び障害者の特性に関する理解を促進し，歩行者に対する保護意識を向上させるための広報啓発活動の推進

カ 車両の早めのライト点灯，上向きライト（ハイビーム）の活用及び自転車のライト点灯を促進する「点ける^っ広島県」ライト点灯運動の推進

キ 通学路や生活道路等における歩行者の安全な通行を確保するための見守り活動等の推進

ク 老人クラブやコミュニティーリーダー等に対する教養や交通安全に関する資料提供等による自主的な交通安全教育の推進

ケ 県民が日常的に利用する医療・金融機関，福祉施設，店舗等との連携による広報啓発活動の推進

(2) 高齢運転者の交通事故防止

ア 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解を促すための安全教育及び広報啓発の推進

イ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

ウ 安全運転サポート車（サポカー）の体験乗車会の開催等による普及啓発

- エ 運転免許証の返納制度の周知と返納者への支援措置及び安全運転相談窓口の周知等，運転免許証を返納しやすい環境の整備促進
- オ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- カ 運転技能検査の新設を始めとした高齢運転者対策の推進を内容とする改正道路交通法（令和4年5月13日施行）の円滑な施行と周知
- キ 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

(3) 飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ，地域，職場，家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動等による運転者への酒類提供禁止の徹底
- ウ 広島県アルコール健康障害対策推進計画に基づき，アルコール依存症や多量飲酒等，飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応，相談窓口の周知
- エ アルコール摂取が車両の運転に及ぼす影響やアルコールの分解消化に要する時間など，アルコールに関する正しい知識と理解を深める運転者教育の促進
- オ 飲酒運転の罰則，行政処分とともに，飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供，車両貸与，同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
- カ 飲酒を伴う会合等の主催者（責任者），施設管理者等に対して，自主的な飲酒運転防止対策を促す啓発活動の推進
- キ 事業者における飲酒運転根絶に向けた運転者教育，点呼時等におけるアルコール検知器の使用及びアルコール症スクリーニングテストの実施等，自主的な取組の促進
- ク 飲酒運転の危険性等を認識するため，飲酒体験ゴーグル等を活用した体験型の交通安全教育の推進
- ケ 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則や行政処分についての広報啓発の推進
- コ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性，ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- サ 毎月20日の「飲酒運転根絶の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進



(4) 自転車の安全利用の推進

- ア 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」という認識と、「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知及び交通安全教育等の充実による、運転者としての規範意識の向上
- イ 交通違反の罰則や交通事故の発生リスク、自転車運転者講習制度の周知
- ウ 街頭での自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ① 自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ② 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、ヘッドホン使用等の危険性の周知と安全通行の徹底
 - ③ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
 - ④ 信号遵守、自転車横断帯の利用、交差点における安全確認・一時停止等交通事故を防止するための基本的事項の徹底
 - ⑤ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
 - ⑥ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- エ 自転車の安全性能の確保に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行
- オ 交通事故の加害者になった場合の責任の周知や損害賠償責任保険等への加入の促進
- カ 毎月1日の「自転車安全利用の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進



8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記6及び7に掲げた運動の重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領により効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

なお、各関係機関・団体の実施事項の詳細については、広島県ホームページの「広島県交通安全お助けサイト」へ登載する。

推進機関等	推 進 事 項
主催機関・団体	<p>1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。</p> <p>2 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。</p> <p>3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。</p> <p>4 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p>
県・市区町	<p>県及び市区町は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。</p> <p>1 地域、家庭等における活動</p> <p>(1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催</p> <p>(2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消</p>

推進機関等	推 進 事 項
<p>県・市区町</p>	<p>(3) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上, 安全な交通行動の実践</p> <p>(4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進</p> <p>(5) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実</p> <p>2 幼稚園, 保育所, 認定こども園及び小学校等における活動</p> <p>(1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による, 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育</p> <p>(2) 保護者等を交えた交通安全総点検, ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消</p> <p>3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動</p> <p>(1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導</p> <p>(2) 関係者等を交えた交通安全総点検, ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消</p> <p>4 職域における活動</p> <p>(1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催</p> <p>(2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知</p> <p>(3) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある規範的な運転の実践</p> <p>(4) 交通法令を遵守し, 体調面も考慮した安全運転の励行</p> <p>(5) 後部座席を含めた全ての席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>(6) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底</p> <p>(7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進</p> <p>(8) 安全運転管理者, 運行管理者等によるドライブレコーダーなどを活用した交通安全指導の徹底</p>

推進機関等	推 進 事 項
協賛団体	協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、施策の推進に努めるものとする。

10 実施結果

この運動の実施結果を、令和4年7月29日（金）までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局（交通安全対策室）へ提出すること。（報告様式については、別途送付する。）



反射材活用促進キャラクター
キラリ☆マンとキラリ☆ウーマン



交通安全運動協賛・後援団体

(順序不同)

協 賛 団 体

陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部	建設業労働災害防止協会 広島県支部	広島県経営者協会
広島県観光連盟	広島県労働基準協会	広島県商工会連合会
広島県PTA連合会	日本損害保険協会 中国支部	広島県商店街振興組合連合会
中国地方鉄道協会	広島県公民館連合会	広島弁護士会
広島地方通運業連盟	広島県地域女性団体 連絡協議会	日弁連交通事故相談センター 広島県支部
広島駐車協会	海上保安協会広島地方本部	日本郵便局株式会社 中国支社
広島県レンタカー協会	中国旅客船協会連合会	広島県生活衛生会 同業組合連合会
軽自動車検査協会 広島主管事務所	中国地方海運組合連合会	広島県石油商業組合
広島県生命保険協会	広島県ろうあ連盟	自動車事故対策機構 広島主管支所
日本道路交通情報センター 広島センター	広島県肢体障害者連合会	広島県飲食業 生活衛生同業組合
広島県自転車協同組合	広島県私立中学高等学校協会	広島県視覚障害者団体連合会
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県保育連盟連合会	広島県高速道路 交通安全協議会
広島県社会福祉協議会	広島県私立幼稚園連盟	ひろしまこども夢財団
広島県身体障害者団体連合会	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会	全標協広島県協会
広島県リハビリテーション協会	広島県消防協会	広島市地域女性団体 連絡協議会
広島県医師会	広島県青年連合会	広島市交通安全母の会
広島県歯科医師会	広島青年会議所	日本二輪車普及安全協会 広島支所
日本建設業連合会 中国支部	青少年育成広島県民会議	広島県小売酒販組合連合会
広島県公立高等学校長協会	広島県少年団体協議会	広島県商工会議所連合会
広島県高等学校PTA連合会	青少年赤十字 広島県指導者協議会	広島県人権擁護委員連合会
広島県農業協同組合中央会	広島県自動車教習所協会	広島県連合小学校長会
日本道路建設業協会 中国支部	全国共済農業協同組合連合会 広島県本部	マツダグループ交通安全 普及協会連合会
広島県建設工業協会	広島県公立中学校長会	日本スポーツ振興 センター広島支所
広島県土木協会	広島県中小企業団体中央会	広島県広島市道路利用者議
広島県建設業協会連合会	広島県二輪自動車協同組合	広島県行政書士会

(75団体)

後 援 団 体

中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島総局	NHK広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中国放送	

(17団体)